

第21期第2回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

令和3年3月16日（火）午前10時～午前11時
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

遠藤 実、小松 ひとみ、伊藤 克朗、青谷 晃吉、菊地 勇、山上 文明、
鈴木 学、中嶋 義孝、萩野 秀実、小松 愛（10名出席）

専門委員

櫻庭 由秋、鈴木 養二郎

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：工藤 輝喜

事務局：齋藤 和敬、橋本 羊子、保坂 芽衣、松井 崇人

農林水産部水産漁港課：佐藤 滉平

3 議事事項

- （1）第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更認可について（諮問）
- （2）八郎湖漁業許可方針の改正について（協議）
- （3）ふくべ網漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の基準について（諮問）
- （4）その他

4 開会・あいさつ

○事務局（齋藤）

ただ今より第21期第2回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

出席委員10名、欠席委員0名で過半数を超えているため、委員会規程第6条により委員会は成立することを報告します。

また、本日は八郎湖に関する議題があり、専門委員2名も参加していただいております。

それでは、始めに遠藤会長からご挨拶をお願いいたします。

○遠藤会長

おはようございます。第21期第2回ということでお集まりいただき、ありがとうございます。

もう2週間もしますと溪流釣りが解禁となりますが、県広報紙「あきたびじょん」4月号に掲載されていた、「地域別河川監視カメラダイレクトマップ」をご存じでしょうか。県内各河川のマップなのですが、スマートフォンで読み取れば現在の河川の状態が分かり、洪水などに備えることができるというものです。

ちょうど私がいつもホームグラウンドにしている河川が映っており、今の時期は雪代の影響もあるので、例えば、今日は水が多いなとか、この岩が見えているななどと河川の状況が把握できてとても良いものです。一度ご覧いただければと思います。

本日もよろしく申し上げます。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

それでは、議事進行は遠藤会長にお願いいたします。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局（斎藤）

伊藤委員と小松愛委員にお願いしたいと考えております。

○議長

それでは、伊藤委員と小松愛委員のお二方、よろしく申し上げます。

○伊藤委員、小松愛委員

はい。

7 議事

議題1：第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更認可について（諮問）

○議長

それでは、議題1について事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更認可に関する諮問です。（諮問文音読）

今回の変更は、遊漁券の販売所が閉所し、新たな販売所を加える必要があるため行うもので、閉店したヤマザキデイリーストア五城目店と館岡商店を削り、新たにファミリーマート秋田五城目店、道の駅五城目、農家レストラン清流の森を加えるとのことです。

遊漁券の販売所が減少すると遊漁者の利便性が低下することから、販売所を確保することは必要と思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

○議長

遊漁規則の一部変更について、質問やご意見はありませんか。

○委員一同

（発言なし）

○議長

それでは、遊漁規則の一部変更について特に異議のない旨の答申をしたいと思

います。事務局で答申文案はありますか。

○事務局（松井）

（答申案配布後、音読）

○議長

ただいまの文案でいかがですか。

○委員一同

（「異議なし。」の声あり）

○議長

それではこの文案で答申することにいたします。事務局は手続きを進めてください。

議題 2：八郎湖漁業許可方針の改正について（協議）

○議長

議題 2 について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

昨年12月1日に改正漁業法が施行され、新しい秋田県漁業調整規則も同時に施行されました。その規則第11条第1項第2号において、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数」を定めることとなっており、許可方針を変更する必要があります。

それでは先に、現行の八郎湖漁業許可方針をご覧ください。現行の許可方針は全ての知事許可漁業をまとめた形になっております。一方で、海面の許可方針は知事許可漁業ごとに独立した形になっております。

これまで秋田県漁業調整規則と秋田県八郎湖漁業調整規則とに分かれていましたが、新・秋田県漁業調整規則においては、海面と八郎湖は同じ第4条で知事の許可を受けるものと定めております。このため、八郎湖漁業許可方針を改正し、海面の許可方針と同じ形式にしたいと考えております。

許可方針案の目次をご覧ください。八郎湖漁業許可方針で定めるべき漁業許可は11件になります。

始めに「1. 貝けた網漁業」からご説明します。

第1は趣旨を明らかにし、この許可方針の目的を定めているもので、他の許可漁業も共通した内容となっております。

第2は適用範囲を示しています。貝けた網漁業の場合は、「二枚貝の採捕を目的として貝けた網漁業を操業する者」となります。

第3の許可の対象については、貝けた網漁業は漁業調整規則ではなく漁業法で定められた知事許可漁業であり、船舶ごとに許可をすることになっていることから「対象船舶」と記載しております。

貝けた網漁業以外の知事許可漁業に関しては、人に対して許可するものであり、現行の記載を変更せず「使用船舶」としております。

また、「船舶の所有者又は使用者」としましたのは、所有者のみにすると漁船の所有者以外が申請できなくなるためです。

第5の許可をしない場合等については、「秋田県漁業調整規則第10条第1項に掲げる各号に該当する場合」を新たに追加しました。これは、漁業調整規則改正に伴い新設された条項で、具体的には、違反行為を繰り返す者や反社会的勢力を除外する内容になっており、許可方針にも明記することとしました。

第7の操業区域について、これまでは八郎湖漁業調整規則において“八郎湖”が定義されておりましたが、新・秋田県漁業調整規則では第4条第1項第15号で定義しているため修正しました。

また、船越水道についてはこれまで操業禁止区域としておりませんでした。八郎湖ではシジミが減少しているものの、船越水道にはシジミがいるため新規に操業したいという声があります。しかし、船越水道の面積が小さく資源を根こそぎ採捕してしまうことや、航行の安全性の確保のため、貝けた網漁業では禁止区域としたいと考えております。

第9の許可の隻数については、漁業法改正に伴い、許可数の上限として定めるものです。許可数の上限は、漁業許可件数と漁獲量を参考に設定しております。

過去10年間の漁業許可件数と漁獲量の推移を見ていただくと、高齢化に伴う漁業者の減少により漁獲量も減少しております。平成23年は、この10年で許可件数が最も多い342件、漁獲量は276トンでした。これだけの漁獲量があったにもかかわらず翌年も293トン漁獲されていることから、この許可数以内であれば翌年の資源量を同程度確保できるものと考え、平成23年の許可数を許可方針上の上限として定めたいと考えております。

あくまでも許可方針上の上限であり、実際に許可する件数は漁協等に確認の上、許可方針の上限以内で資源状況等を鑑みて決定することとなります。

以上のことから、貝けた網漁業の許可数の上限は6隻とします。

続きまして、制限措置又は条件を定めている第11の1について、網の目合は、節数の数字が大きい方が目合が小さくなりますが、「目合は12節以上」とした場合、13節や14節が使用可能と捉えられてしまう可能性があるため、センチメートルを併記することとしました。貝けた網漁業以外の漁業についても、同様にセンチメートル表記が先に来るように修正しております。

続きまして、「2. 八郎湖建網漁業」です。現行の許可方針では単に“建網漁業”となっておりますが、海面の建網漁業と区別するために“八郎湖建網漁業”とします。

採捕の目的はワカサギ等、許可数の上限は56件です。また、制限措置又は条件では、ボンデン旗のサイズに「以上」と付け加えております。これは、横33センチメートル・縦35センチメートルとした場合、それより大きくても小さくても条件違反になってしまうためです。実際に漁協で購入しているボンデン旗は、縦35センチメートル、横39.5センチメートルとのことでした。その他の変更内容は先ほどと同じです。

次の「3. 雑建網漁業」について、採捕の目的はコイ・フナ等、許可数の上限は10件です。制限措置又は条件について、現行の許可方針では「袋網の目合は11節以上」となっており、袋網の目合のみ規制されています。一方、八郎湖漁業調

整規則では、雑建網が「目合3センチメートル（11節）より大目の網地により構成され」と定義されておりました。しかし、雑建網の定義は新しい漁業調整規則に持ち越していないため、使用できる網地の項目を許可方針に加えたものです。

次の「4. ふくべ網漁業」について、採捕目的はゴリ等、許可数の上限は45件です。その他の変更内容はこれまでと同様です。

次に、「5. えり網漁業」について、採捕の目的はコイ・フナ等です。この漁業は20年以上前に6件ほど許可されていたのですが、現在、許可申請はありません。操業希望があった場合に対応できるよう許可数の上限を1件とします。

次に、「6. 雑刺し網漁業」について、新しい漁業調整規則の記載に併せて「刺し」を漢字に修正します。採捕の目的はコイ・フナ等、許可数の上限は38件です。その他の変更内容はこれまでと同様です。

次に、「7. わかさぎ刺し網漁業」について、採捕の目的はワカサギ、許可数の上限は28件です。その他の変更内容はこれまでと同様です。

次に、「8. はねこみ網漁業」について、採捕の目的はボラ等です。この漁業も現在は許可申請がなく、操業希望があった場合に対応できるよう許可数の上限を1件とします。その他の変更内容はこれまでと同様です。

次に、「9. しらうお機船船びき網漁業」について、採捕の目的はシラウオ、許可数の上限は138件です。その他の変更内容はこれまでと同様です。

次に、「10. しじみかき網漁業」について、採捕の目的はシジミです。この漁業は船舶を使用しなくても可能であることから、許可の対象は「秋田県に住所を有する者」としております。この漁業も現在は許可申請がなく、操業希望があった場合に対応できるよう許可数の上限を1件とします。その他の変更内容はこれまでと同様です。

次に、「11. しらうお角網漁業」について、採捕の目的はシラウオ、許可数の上限は20件です。その他の変更内容はこれまでと同様です。

以上が、八郎湖知事許可漁業許可方針の改正案になります。ご協議よろしくお願ひします。

○議長

八郎湖知事許可漁業許可方針の案ですが、質問、ご意見はありませんか。

○委員一同

（発言なし）

○議長

専門委員から何かありませんか。

○櫻庭専門委員

貝けた網漁業について、過去にヤマトシジミが大量発生したことがあります、そのような場合でも6隻が上限となるのでしょうか。

○事務局（松井）

許可方針はあくまで現在の状況を鑑みて定めているものであり、漁業の状況が変わってくれば見直しが必要となります。もしシジミが大量に獲れるということになり、資源が枯渇することがない範囲で漁獲できると判断されれば、許可方針

に定める隻数の上限を増やすことは可能です。

○鈴木専門委員

えり網漁業とはねこみ網漁業ですが、現在の許可数が0件ということで、私もどのような漁業であるのか見たことがありません。そのような漁業は除外しても良いのではないのでしょうか。

○事務局（松井）

状況を鑑みて必要がないということであれば、当面許可しない又は許可方針から除外することは可能であり、今後、漁協等と調整していきたいと考えております。今回の改正は、現行の許可方針に記載された全ての漁業を、新しい形式に持ってきたということになります。

○議長

専門委員の方からも、知らない漁業があるとお話をいただきましたが、何か八郎湖の漁具・漁法など詳細が分かるようなものはないのでしょうか。

○事務局（松井）

水産漁港課にはかつての漁法が掲載された資料があります。ただ、実際にどのように使われていたのかまでは残っていないと思います。

○鈴木委員

私も八郎湖の漁業については分からなかったもので、インターネットで調べました。今後は資料とともに漁具・漁法の詳細が分かるものを添付していただければと思います。

○事務局（松井）

次回の委員会で、漁具・漁法が載った資料もお配りします。

○議長

それでは、八郎湖知事許可漁業許可方針については以上とします。

議題3：ふくべ網漁業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の基準について（諮問）

○議長

議題3について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松井）

漁業法改正に伴い、知事許可漁業の新規の許可等を行う場合に手続きが必要となりました。今回、ふくべ網漁業について、新規の許可を受けたいとの話がありましたので、許可の手続きを行いたく諮問するものです。

漁業調整規則第11条第1項に、「知事は、許可又は起業の認可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。」とあり、同条第3項で海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされていますが、内水面に関することは内水面漁場管理委員会に諮問することとなります。

ふくべ網漁業の制限措置等の内容は、先ほどの議題2で協議した知事許可方針と同じ内容となっております。許可すべき漁業者の数は、現在、許可をしている数が12件で、今回の新規の許可を希望している数が1件であり、1件のみと公示する予定です。

申請すべき期間は、漁業調整規則に基づき1か月以上とする必要がありますので、申請の期間は4月1日（木）から4月30日（金）までとし、許可の有効期間は、現在の許可期間の終了日である令和3年12月31日までとします。これがふくべ網漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間です。

次に、八郎湖知事許可漁業の許可の基準についてですが、これは公示した数以上に申請があった場合に、許可をすべき者を選ぶための基準です。八郎湖に関する全ての漁業、すなわち漁業調整規則第4条第15号から第24号に掲げられた漁業と、農林水産省令で定める底びき網漁業に該当する貝けた網漁業に、この許可の基準を適用したいと考えております。

それでは、具体的な内容を説明します。まず、1について、当該漁業に係る許可申請が、許可すべき船舶等の数を超えた場合には、(1)から(5)までの優先順位により許可します。

(1) 申請時に許可を持つ者が優先されます。次いで、(2) 現在は許可を持っていないが、許可を受けて3年以上操業した実績のある者、(3) 自身は許可を持っていないが、申請時に許可を持つ者と同じ船に乗船して操業を行った経験が3年以上ある者、(4) 過去に許可を持つ者と同じ船に乗船して操業を行った経験が3年以上ある者、(5) まったくの新規で申請をした者、の順となります。

2では、1の順位が同じであった場合、漁協の同意を得た者を優先します。これは、申請自体は漁協の同意なしでも可能ですが、操業の秩序を維持できるかを判断するために入れた事項です。

3では、1及び2で同順位となった場合、漁業の実績により判定することとしております。

4では、1から3で決まらなかった場合、くじで決定します。

以上が、申請数が公示した許可数より多い場合の許可の基準です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

ふくべ網漁業の制限措置の内容等について、質問、ご意見はありませんか。

○鈴木専門委員

ふくべ網はゴリ専用になっていますが、昔と違って今はゴリよりワカサギの方が多く入るんですよ。操業時期についても、建網の休漁期間と重なり産卵するワカサギが多く入ってしまうので、資源のためにも操業時期は建網と合わせる方が良いのではないのでしょうか。

○事務局（松井）

ワカサギは調整規則上、採捕禁止期間があるので、その期間に入網したワカサギは放流するべきものとなります。この禁止期間にワカサギを水揚げすることは禁止です。これは漁業者全てに係る話です。

○鈴木専門委員

ワカサギとゴリの選別は、ワカサギが死んでしまわないとできないため、放流はできません。ワカサギは死ぬと浮いてくるのでそれで選別が可能になります。ゴリは死なずにいつまでも生きていますが。

○事務局（松井）

実態を見ながら許可方針を直していかなければならないところがあるので、すぐというわけにはいきませんが、詳しくお話を聞きながら操業期間等の見直しを図っていくということで、継続で協議させていただければと思います。よろしいでしょうか。

○議長

実態に則した取扱いの検討をお願いします。その他にございませんでしょうか。

○委員一同

（発言なし）

○議長

それでは、ふくべ網漁業の制限措置の内容等について、特に異議のない旨の答申をしたいと思えます。事務局で答申文案はありますか。

○事務局（松井）

（答申案配布後、音読）

○議長

ただいまの文案でいかがですか。

○委員一同

（「異議なし。」の声あり）

議題4：その他

○議長

それでは、議題4その他になりますが、この場で協議すべき事項など、委員の皆様から何かありますか。

○菊地会長代理

今日の新聞にも載っていましたが、洋上風力発電に伴う内水面魚種への影響について、県ではどのような考えをもっているのでしょうか。

○事務局（斎藤）

サケやサクラマス、アユ、ヤツメウナギなど海で生活している内水面魚種もいるということで、内水面漁協関係者やサケふ化場関係者からは、これら魚種が海で何らかの影響を受けるのではないかと、心配する意見が出ております。

昨年ですが、八峰町・能代市沖における洋上風力発電の協議会が開催されまして、その中で、水産漁港課の工藤課長から、内水面漁業関係者からも心配の声が上がっているとの意見を出していただきました。協議会の構成委員は当該海域を直接利用している者に限定されておりますが、水産漁港課長が協議会に参加しておりますので、水産部局からは、内水面にも配慮するように意見を続けていきたいと思えます。

○議長

他にはございますか。

○伊藤委員

ふくべ網について、ゴリを獲るためとなっておりますが、ゴリが獲れやすい時期というのはあるのでしょうか。ワカサギが獲れやすい時期とリンクして、混雑等により死亡する確率が高いとなると問題あるのかなと思ひまして。実際どのような感じでしょうか。

○鈴木委員

最近ではゴリそのものがいなくなっているんですよ。昔と違ってゴリが獲れない。アオコが出始めた頃から少なくなってきたと感じます。八郎湖ではだんだんと魚の種類が変わってきている、ゴリが減ってエビが増えたりと生態系が変わってきていると思ひます。

○伊藤委員

ゴリが獲れないのであれば、実際には何を目的にふくべ網漁業をやっているのでしょうか。やはりワカサギですか。

○鈴木委員

ワカサギですね。

○萩野委員

今のお話を聞いておりますと、ふくべ網はゴリを獲るための漁業だがゴリがほとんど獲れないということですよ。それであれば令和2年度の当該漁業の許可者はワカサギを獲るために許可を貰っているのかなとも思ひます。来年度以降に検討していくべきではないかと思ひます。

○事務局（松井）

環境変化の実態を把握したうえで、見直しを進めていきたいと考えております。その際には、再びこの委員会で御協議いただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

○議長

他にはございませんか。

○委員一同

（発言なし）

○議長

事務局からは、何かありますか。

○事務局（斎藤）

ありません。

8 その他

○議長

議事が終了しました。事務的なことでは何かありませんか。

○委員一同

（発言なし）

○議長

事務局から何かありますか。

○事務局（松井）

令和3年度の内水面漁場管理委員会の予定ですが、3回を予定しております。

しらうお機船船びき網漁業としらうお角網漁業の制限措置等を公示するため、7月頃に1回目を開催する予定です。また、知事許可漁業の許可の有効期間が令和3年12月31日までであり、これらの制限措置等の公示をする必要があることから10月頃に2回目、委員会指示等の協議のため令和4年3月頃に3回目を開催する予定です。よろしく申し上げます。

○議長

令和3年度は、7月、10月、来年3月の3回開催予定ということです。委員の皆様から何かありますか。

○委員一同

（発言なし）

9 閉会

○議長

それでは、これで第21期第2回の秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。お疲れさまでした。

終了